

連邦巡回区控訴裁判所の最新判決、連邦地方裁判所のゲートキーパーとしての役割を不明瞭化

Publications

2026年2月

By: Nick G. Saros

Barry v. DePuy Synthes Companies 訴訟についての連邦巡回区控訴裁判所の直近の判決では、第1審裁判所による2人の専門家証人の証言排除の決定が覆され、証拠の許容性に関する裁判所のゲートキーパーとしての役割と、証拠の重みや証言の信用性を評価する陪審の役割との間の境界線が、実務家にとってさらに曖昧なものとなった。*Barry* 訴訟の判決においては、2対1で裁判官の意見が分かれ、Stark裁判官が多数意見を、Prost裁判官が反対意見を執筆した。

対照的に、2025年の *EcoFactor, Inc. v. Google LLC* 訴訟における連邦巡回区控訴裁判所の全裁判官の意見による (en banc) 判決では、損害賠償請求に関する専門家のロイヤリティ率に係る意見に関し、十分な裏付けがないことを理由に連邦証拠規則第702条に基づき証拠能力がないと判断した第1審の決定を支持し、第1審裁判所のゲートキーパー機能が強化された。*EcoFactor* 訴訟でも7対2で裁判官の意見が分かれており、Stark裁判官が反対意見を、Prost裁判官が多数意見を述べた。このことは、連邦地方裁判所におけるゲートキーパー機能の適切な範囲について、裁判官の間で意見の対立が続いていることを浮き彫りにしている。

Barry 訴訟は、脊椎変形治療に関する特許訴訟であり、連邦地方裁判所は、審理の途中で、原告側の2人の専門家である知的財産侵害に関する専門家と損害額算定に関する専門家の証言を排除した。同裁判所は、前者の専門家については「handle means」という用語の裁判所の解釈（「手で握るために特別に設計された部分」として定義していた）と矛盾するという理由で証言を排除し、後者の専門家については調査方法に信頼性が認められないという理由で証言を排除した。

しかし、控訴審においては、連邦巡回区控訴裁判所が両方の排除決定を覆し、再審を命じた。Stark裁判官の意見では、連邦地方裁判所の懸念は専門家の証言の信頼性に関するものであり、証拠能力に関するものではないと論じられた。さらに、知的財産侵害に関する専門家の証言は、裁判所の特許権に係る解釈と矛盾するものではなく、むしろ当該解釈を適用して意見が形成されており、特に裁判所の解釈に依拠していると繰り返し証言されたことを考慮すると、許容可能なアプローチであると説明された。同裁判所は損害額算定に関する証言についても同様の理論を適用し、指摘された欠陥は証拠能力ではなく証拠の重みに関するものであり、したがって陪審によってその当否が判断されるべきである、と判示した。

Prost裁判官による強い反対意見は、*EcoFactor* 訴訟と連邦証拠規則第702条に基づいて、根拠を欠く専門家の意見が陪審に届くのを防ぐという裁判所のゲートキーパーとしての義務を強調し、多数

意見の決定は、当該義務と *EcoFactor* 訴訟により厳格化された証拠能力に係る基準の双方を弱体化させるものであると結論付けた。また、知的財産侵害に関する専門家は、部品を「手で掴ま」なければ組み立てることができないため、問題となっている製品の事実上「全て」が「handle means」を構成し、通常は手で掴まないような部品であってもなお「handle means」に該当する、と意見を述べていたが、Prost裁判官は、当該意見は、部品が手で握るために「特別に設計された」ことを必要とする解釈とは相容れない、と説明した。さらに、専門家が不適切な意見を述べる前に特許権に係る解釈を引用するだけで、裁判所のゲートキーパー機能を回避することができるわけではない、と警告した。Prost裁判官は、同様に、損害額に関する専門家証人であるNeal氏の損害額算定に関する証言についても批判し、「方法論的な欠陥だらけ」で意見の裏付けが不十分である、と述べた。

Barry 訴訟の結論については、実務家や学者の間で意見が分かれる可能性があるが、連邦巡回区控訴裁判所による専門家証言の許容性に関する指針は、裁判官の間で意見が対立しているため、依然として不明瞭であるという点では広く同意されている。裁判所がゲートキーパーとしての責任を負っていることについては争いが無いが、裁判所は、どのような時にその機能を果たすべきか、代わりに陪審員の判断に委ねるべきかという問題に引き続き苦慮している。かかる判断は裁判官によって異なる可能性があり、訴訟当事者は、厳格に連邦証拠規則第702条を適用するアプローチと、より許容的な専門家証言を陪審員に委ねるアプローチの両方に対応できるような柔軟な戦略を採用する必要がある。

この記事はJenner & Blockニュースレターに掲載されています。

関連弁護士



Nick G. Saros

Partner

nsaros@jenner.com

+1 213 239 5175

関連記事

Jenner & Blockニュースレター：2026年2月

関連分野

日本プラクティス

特許訴訟・コンサルティング

© 2026 Jenner & Block LLP. Attorney Advertising. Jenner & Block LLP is an Illinois Limited Liability Partnership including professional corporations. This publication, presentation, or event is not intended to provide legal advice but to provide information on legal matters and/or firm news of interest to our clients and colleagues. Readers or attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to matters mentioned in this publication or at this event. The attorney responsible for this communication is Brent E. Kidwell, Jenner & Block LLP, 353 N. Clark Street, Chicago, IL 60654-3456. Prior results do not guarantee a similar outcome. Jenner & Block London LLP, an affiliate of Jenner & Block LLP, is a limited liability partnership established under the laws of the State of Delaware, USA and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority with SRA number 615729. Information regarding the data we collect and the rights you have over your data can be found in our Privacy Notice. For further inquiries, please contact dataprotection@jenner.com.

Stay Informed

